

夏休みの注意

令和元年 7 月 19 日
東京都立若葉総合高等学校
生活指導部

1. 夏休み中の登下校について

- ① 登校時刻は午前 8 時 20 分、下校時刻は午後 4 時 30 分とする。
- ② 土曜日・日曜日は、部活動等顧問の先生がつく活動以外は登校できない。
- ③ 登下校は、**定められた制服を着用**すること。
(制服のズボン・スカートと学校指定以外のポロシャツやTシャツの組合せは認めません。)
- ④ 熱中症等の体調の異変や器物の破損等があった場合は、すぐに**先生に連絡**すること。
- ⑤ 節電・省エネルギーに十分に配慮して、教室等を使用すること。
- ⑥ 夏休み中は、校内のごみ箱を撤去しているので、**ごみは自宅へ持ち帰って処分**すること。(通学路 やコンビニ、駅等で捨てることのないように。)

2. 部・同好会・研究会・文化祭準備の活動

- ① 必ず顧問の先生が学校にいること。(顧問不在の場合は、活動できない。)
- ② 活動時間 午前 8:30~12:30 午後 12:30~16:30
- ③ 登校時、下校時は、**必ず顧問の先生に確認**すること。(勝手に活動を始めたり、下校したりすることの無いこと。)
- ④ 熱中症対策で、早朝または夕方に活動を行う場合は、必ず顧問の監督下で行うこと。この場合も活動を午後 6 時までには終了し、午後 6 時 30 分には完全下校すること。
- ⑤ 使用した場所(体育館・グラウンド・教室・更衣室等)の清掃を行い、電灯、エアコンを切り、戸締りをして下校すること。
- ⑥ **光化学スモッグ**が発令されている場合は、屋外の活動は原則禁止です。(顧問の指示に従うこと。)

3. 夏休み中の安全について

- ① 交通安全に留意すること。
ア. 自転車の運転には十分に気を付けること。例えば、**イヤホンやスマホを使用している運転**は、事故を起こした時には、**安全運転義務違反**となり処罰されることがあります。自転車運転でも加害者になれば、被害者に対しての賠償責任義務が生じます。(事故によっては、約 1 億円の賠償です。)
イ. 運転免許取得者は、交通法令を順守し安全運転を行うこと。
- ② **SNS, 掲示板やメールチャット**を利用する際には普段の会話以上にルールやマナーなど情報モラルを守るように細心の注意が必要です。**個人を誹謗中傷**することは立派な犯罪行為です。また、個人情報の流出や著作権・肖像権侵害につながる投稿は絶対に行わないこと。
- ③ 飲酒・喫煙等の**法令に違反する行動は、絶対に行わない**こと。
- ④ 夕立などの天候の急変には留意し、海水浴や登山に出かける場合は計画性を持ち、**安全に十分に配慮した行動**をとること。

4. 最後に

夏休みは、日頃の学校生活では経験できないことが経験できる貴重な時間です。一方で、生活が不規則になり乱れることもしばしば見受けられます。このようなゆるみがあると気が付かないうちに犯罪や事故・事件に巻き込まれることもあります。夏休み中は、健康と安全に十分留意し、元気な姿で 2 学期を迎えましょう。

緊急時の連絡先【学校:042(350)0300】